

別記

様式第一（第三条第一項関係）（日本産業規格A列4番）

（第一面）

計画書

年　月　日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関 殿

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称
代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項（同法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出します。
この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	適合判定通知書番号欄	決裁欄
年　月　日	年　月　日	
第　　号	第　　号	
係員氏名	係員氏名	

[建築主等に関する事項]

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 代理人】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

(その他の設計者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 作成した設計図書】

【4. 確認の申請】

- 申請済 ()
 未申請 ()

【5. 備考】

(第三面)

建築物エネルギー消費性能確保計画

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】			
【2. 敷地面積】 m ²			
【3. 建築面積】 m ²			
【4. 延べ面積】 m ²			
【5. 建築物の階数】 (地上)		階	(地下) 階
【6. 建築物の用途】			
<input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 複合建築物			
【7. 工事種別】 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築			
【8. 構造】 造 一部 造			
【9. 該当する地域の区分】 地域			
【10. 工事着手予定年月日】 年 月 日			
【11. 工事完了予定年月日】 年 月 日			
【12. 備考】			

(第四面)

【1. 非住宅部分の用途】			
【2. 建築物の住戸の数】			
建築物全体		戸	
【3. 建築物の床面積】			
	(床面積)	(開放部分を除いた 部分の床面積)	(開放部分及び共用部分を 除いた部分の床面積)
【イ. 新築】	(m ²)	(m ²)	(m ²)
【ロ. 増築】	全体 (m ²)	(m ²)	(m ²)
	増築部分 (m ²)	(m ²)	(m ²)
【ハ. 改築】	全体 (m ²)	(m ²)	(m ²)
	改築部分 (m ²)	(m ²)	(m ²)
【4. 建築物のエネルギー消費性能】			
【イ. 非住宅建築物】			
(一次エネルギー消費量に関する事項)			
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号イの基準			
基準一次エネルギー消費量	GJ/年		
設計一次エネルギー消費量	GJ/年		
B E I ()			
(B E I の基準値)			
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第1号ロの基準			
B E I ()			
(B E I の基準値)			
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果			
()			
【ロ. 一戸建ての住宅】			
(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)			
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準			
外皮平均熱貫流率	W/(m ² · K) (基準値		W/(m ² · K))
冷房期の平均日射熱取得率	(基準値)
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準			
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果			
()			
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号イただし書の規定による適用除外			
(一次エネルギー消費量に関する事項)			
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準			
基準一次エネルギー消費量	GJ/年		
設計一次エネルギー消費量	GJ/年		
B E I ()			
<input type="checkbox"/> 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準			
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果			
()			

【ハ. 共同住宅等】

(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

B E I ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

【ニ. 複合建築物】

基準省令第1条第1項第3号イの基準

(非住宅部分)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第1号イの基準

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

B E I ()

(B E I の基準値)

基準省令第1条第1項第1号ロの基準

B E I ()

(B E I の基準値)

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(住宅部分)

(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (第1号 第2号)

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

B E I ()

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準省令第1条第1項第3号ロの基準

(複合建築物)

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分（□第1号 □第2号）

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

B E I ()
(B E I の基準値)

(住宅部分)

(外壁、壁等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

□基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準

□基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

【5. 備考】

(第五面)

[住戸に関する事項]

【1. 住戸の番号】		
【2. 住戸の存する階】 階		
【3. 専用部分の床面積】 m ²		
【4. 住戸のエネルギー消費性能】		
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)		
□基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準		
外皮平均熱貫流率	W/(m ² ・K)	(基準値 W/(m ² ・K))
冷房期の平均日射熱取得率	(基準値))
□基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準		
□国土交通大臣が認める方法及びその結果		
()		
(一次エネルギー消費量に関する事項)		
□基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準		
基準一次エネルギー消費量	GJ/年	
設計一次エネルギー消費量	GJ/年	
B E I ()		
□基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準		
□国土交通大臣が認める方法及びその結果		
()		